

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

7月17日発行

Vol.412

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

第25回参議院議員通常選挙 ～三条市で不在者投票をする方へ～

7月20日(土)まで

- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 三条市選挙管理委員会事務局
(三条市役所第二庁舎1階101会議室)



投票済みの用紙を郵送する必要があるため、**早めの投票をお願いします。**

問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局
TEL 0256-34-5594 (直通)

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
双葉町	7

●新潟県

・県外避難者の受入状況	8
-------------	---

●三条市News

・第25回参議院議員通常選挙 不在者投票	1
・郡山市議会議員一般選挙 不在者投票	9

●交流ルームひばり通信

・7月・8月の「ひばり」	10
--------------	----



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.



南相馬市からのお知らせ

市立総合病院附属小高診療所 8月1日開所

7月10日HP更新

市では、3月に策定した「南相馬市立病院病床再編計画」に基づき、市立総合病院附属小高診療所を設置します。

小高診療所は、東日本大震災で使えなくなった市立小高病院本館の解体工事による騒音や振動を避け、現在小高病院で行っている診療を継続するため、小高保健福祉センター内で診療を開始します。

- 開所日 8月1日（木）
- ところ 小高保健福祉センター
（小高区小高字金谷前84番地）
- 診療科 内科、外科
- 診療日 月曜日から金曜日
（祝日、年末年始を除く）
- 受付時間
 - ・ 午前8時30分～11時30分
 - ・ 午後2時～4時30分



小高保健福祉センター

小高病院は7月29日（月）から休院

小高病院は、小高診療所への引越作業や移転準備のため、7月29日（月）から休院します。

小高病院で行ってきた外来診療や在宅医療は、すべて小高診療所に引き継がれますので、従来通りの診療を小高診療所で受けられます。

- 最終診療日 7月26日（金）



問い合わせ

小高病院 事務課

TEL 0244-44-2025

国民健康保険の一部負担金の免除期間について

7月12日HP更新

一部負担金の免除期間については、下記のとおりです。
医療機関を利用するときには忘れずに提示してください。

対象者	有効期限
(1)避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	令和2年2月29日まで
(2)避難指示が解除された旧居住制限区域の方・旧避難指示解除準備区域の方	令和2年2月29日まで
(3)旧緊急時避難準備区域の方 (4)旧特定避難勧奨地点の方	同じ世帯の国保加入者全員の平成30年中の所得[注釈1]の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。
(5)避難指示等対象地域以外の方および(2)～(4)の上位所得層で免除対象外となった方で、震災により被災された方(震災による住宅の全半壊など)	令和2年3月31日まで

所得[※1]：国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等

- ※ 世帯内の国民健康保険加入者の増加や世帯主の変更、所得の変更によって、一部負担金等の免除措置の対象から外れる場合があります。
- ※ 避難指示が解除された区域の方で、国民健康保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。

■お手元の保険証をご確認ください。

上記の一部負担金免除期間延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入している方のみです。

職場の健康保険証を使っている方は、職場の保険担当者の方か、保険証に記載されている健康保険組合などにお問い合わせください。

福島県
国民健康保険
被保険者証

有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

記号 〇〇〇 番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇 〇〇〇

生年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 性別 〇

適用開始年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

交付年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

世帯主氏名 〇〇〇 〇〇〇

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

保険者番号 交付者名 南相馬市

問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

(消費税率引上げ対策) プレミアム付商品券事業のご案内

7月12日HP更新

消費税率10%への引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするため、プレミアム付商品券を発行します。

現時点での概要をお知らせします。

購入対象者

- 平成31年1月1日時点で南相馬市に住民登録のある方のうち、住民税非課税の方（平成31年度住民税(均等割)が課税されていない方）

ただし、住民税が課税されている方と生計を一にする配偶者・扶養親族など、生活保護を受給されている方などは除きます。

- 小さな乳幼児のいる子育て世帯主

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主

※ 住民税非課税の方は申請が必要です。

※ 住民票の登録が前提となりますので、お住まいの住所の登録やお引越しの際は郵便局への転居届をお願いします。

※ 東日本大震災により避難された方は避難先住所等の変更があれば、以下の窓口に届け出てください。

- ・ 指定13市町村の方：避難元の市町村の窓口

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、
富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村

- ・ それ以外の方：避難先の市町村窓口

購入限度額

- 住民税非課税の方 お1人につき総額2万5千円（販売額2万円）

- 小さな乳幼児のいる子育て世帯主の方 お1人につき総額2万5千円

◎販売額2万円の商品券を対象児童の人数分

※ 5千円分（500円券を10枚綴り）の商品券を4千円で購入できます。
（5回に分けて購入可能）

※ 「住民税非課税の方」と「小さな乳幼児のいる子育て世帯主」の両方に該当する方は、それぞれのお立場で限度額まで購入することができます。

次ページへ続きます 

商品券購入までの手続き

● 住民税非課税の方

- 平成31年1月1日時点で南相馬市に住民登録がある方で、購入対象となる可能性のある方へ「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」を郵送します。
申請書が届きましたら記入方法などをご確認いただき、必要事項を記入、押印の上、必要に応じ関係書類といっしょに申請書をご返送ください。
- ご返送いただいた申請書を基に審査を行い、対象となる方には購入引換券を9月下旬以降順次郵送します。
- 購入引換券、購入代金および身分証明書などをご用意いただき、指定の販売所で商品券をご購入ください。
- ご購入いただきました商品券は指定の利用店舗でご利用ください。

※ 申請期限 令和元年11月29日（金）（当日消印有効）

- ※ 申請書は7月下旬に郵送を開始する予定です。件数が多いためお手元に届くまで数日かかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 購入対象者の要件を満たしているにもかかわらず申請書が送付されない場合は、お手数ですが南相馬市役所社会福祉課(プレミアム商品券専用電話 0244-22-6288)へご連絡ください。

● 小さな乳幼児のいる子育て世帯主の方

購入引換券の交付申請および審査の手続きはありません。

- 各基準日において南相馬市に住民登録のある、購入対象となる世帯主の方へ順次購入引換券を郵送します。
- 購入引換券、購入代金および身分証明書などをご用意いただき、指定の販売所で商品券をご購入ください。
- ご購入いただきました商品券は指定の利用店舗でご利用ください。

【基準日および購入引換券郵送の目安】

基準日	対象児童	郵送の目安
令和元年6月1日	平成28年4月2日以降に出生したお子さま	9月下旬以降
7月31日	令和元年6月2日以降に出生したお子さま	9月下旬以降
9月30日	令和元年8月1日以降に出生したお子さま	10月下旬以降

次ページへ続きます 

商品券の販売について

販売期間 10月1日～令和2年1月31日

販売所 南相馬市内郵便局（簡易郵便局を除く） 平日午前9時～午後5時

商品券の利用について

利用期間 10月1日～令和2年2月15日

利用店舗 後日お知らせします。

配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により、平成31年1月1日以前に今お住まいの市区町村に住民票を異動することができない方で、一定の要件を満たす場合は、事前に申出の手続きをしていただくと、今お住まいの市区町村から購入引換券を交付することができる場合があります。

詳細については、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。

特殊詐欺等にご注意ください

- ※ プレミアム付商品券を販売するために、市や内閣府などが手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。また、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることも絶対にありません。
- ※ 自宅や職場などに市や内閣府の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市や最寄りの警察署にご連絡ください。

警察相談専用電話 #9110

問い合わせ 健康福祉部 社会福祉課

TEL 0244-24-5243



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

（平日のみ 午前9時～午後5時）

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [7/12～7/19]

1. オープニング&今週の番組
2. 9年ぶりの再会 今年の夏は海へ行こう！ Let's go to the sea.
3. みんなおいでよ 南相馬みんなの遊び場
4. 小高 大蛇伝説まちあるき
5. パノラマ360° FLIGHT No.002 【小高区】
6. 南相馬市民の歌
7. リクエストアワーのお知らせ



みゆーまっくん



双葉町からのお知らせ

令和元年度国民健康保険税について

7月16日HP更新

令和元年度国民健康保険税納税通知書兼減免決定通知書を7月17日(水)に発送します。

※今年度も減免条例の規定に基づき、全額減免となりますので納付の必要はありません。
通知書には平成31年度と記載されていますが、令和元年度と読み替えてください。

減免について

次年度以降の減免については決定次第お知らせします。

問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0246-84-5204

介護保険負担割合証の送付について

7月17日HP更新

令和元年度 介護保険負担割合証を送付します。

現在、交付されている負担割合証は、有効期限が平成31年（令和元年）7月31日までとなっています。

なお、令和元年8月からの新しい負担割合証は、下記のとおり送付します。

送付対象者

- (1) 要介護・要支援認定を受けている方
 - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者の方
- ※ 令和元年8月1日以降も上記に該当する方が対象です。

一斉送付日

7月10日（水）

適用期間

8月1日～令和2年7月31日

問い合わせ

健康福祉課

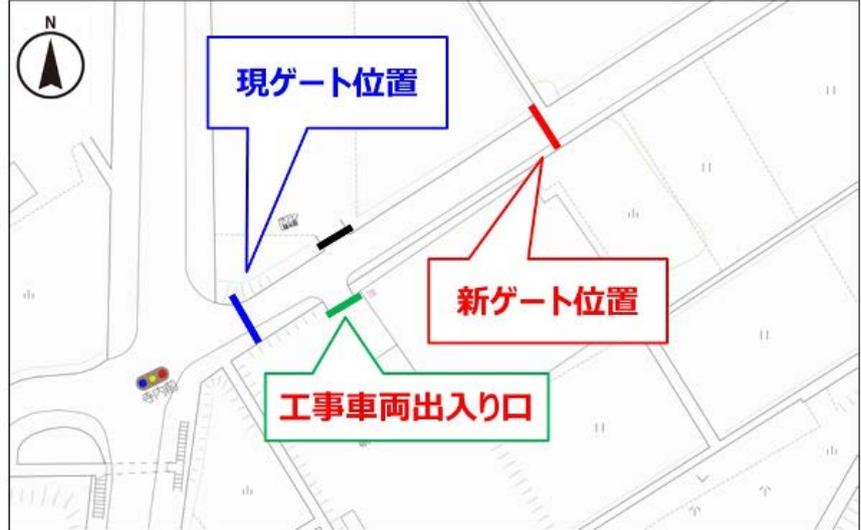
TEL 0246-84-5205

国道6号寺内前交差点東ゲートの移動について

7月15日HP更新

7月15日から、国道6号寺内前交差点東ゲートが、県道254号長塚請戸浪江線上の約100メートルほど東側に移動になります。

ゲート利用の際には、途中に隣接地からの工事車両等の出入り口がありますので、車の運転にはご注意ください。



問い合わせ

住民生活課

TEL 0246-84-5206



新潟県

県外避難者の受入状況

市町村把握分

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
新潟市	1,021	燕市	63	聖籠町	3
長岡市	219	糸魚川市	3	弥彦村	7
三条市	74	妙高市	5	田上町	-
柏崎市	557	五泉市	22	阿賀町	-
新発田市	154	上越市	44	出雲崎町	1
小千谷市	17	阿賀野市	31	湯沢町	11
加茂市	9	佐渡市	27	津南町	-
十日町市	19	魚沼市	6	刈羽村	36
見附市	16	南魚沼市	11	関川村	-
村上市	66	胎内市	43	粟島浦村	-
		合計	2,465		

(5/31 2,484)

6月30日現在

区分	人数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	21
2 借上げ仮設住宅	142
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	2,302
1+2+3 (市町村把握分)	2,465
4 病院	0
5 社会福祉施設	12
合計	2,477

(5/31 2,496)

問い合わせ

震災復興支援課 広域支援対策係

TEL 025-282-1732

郡山市議会議員一般選挙

8月4日(日)告示 8月11日(日・祝)投開票

～三条市で不在者投票をする方へ～

不在者投票

- 期間 **8月5日(月)～9日(金)**
- 時間 午前8時30分～午後5時30分
- 場所 三条市選挙管理委員会事務局（三条市役所第二庁舎1階101会議室）

手続方法

①投票用紙一式を請求する。

郡山市選挙管理委員会から届く「不在者投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入し、返信用封筒に入れて郵送してください。

郡山市内の投票所(期日前投票所を含む)で投票する方は、請求しないように注意願います。

請求してからは、郡山市内の投票所で投票することができなくなる場合があります。

②投票用紙一式を受け取る。

郡山市選挙管理委員会から「投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書」が郵送されます。



証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。
投票ができなくなります。

③三条市選挙管理委員会で投票する。

受け取った封筒一式を持参して投票してください。

投票済みの用紙を郵送する必要があるため、**余裕を持って早めの投票をお願いします。**



問い合わせ

三条市選挙管理委員会事務局

TEL 0256-34-5594 (直通)

7月・8月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				7/18	19	20
				ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
21	22	23	24	25	26	27
	ひばり休み	ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
28	29	30	31	8/1	2	3
		ひばり休み	茶話会	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり
(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時
月 午前10時～正午

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-22-2111	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
浪江町	0240-34-2111	
双葉町	0246-84-5200	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数(2019.7.17現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	17	44
原町区	4	7
南相馬市 計	21	51
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	4	9
合計	29	74

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511